

# 令和8年度沖縄県若年妊産婦の居場所運営支援事業（北部圏域）業務委託企画提案仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度沖縄県若年妊産婦の居場所運営支援事業業務委託

## 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 事業の目的

生活困窮世帯または生活困窮に陥るおそれのある若年妊産婦に対し、専門的な個別支援を行う居場所を設置し、出産・育児に関する相談・指導、就労のための支援等、安定した生活を営むための自立に向けた支援を行うことを目的とする。

## 4 業務の内容

本業務の受託事業者は、安心して通える若年妊産婦の居場所を運営し、支援対象者を取り巻く環境や生活実態に応じて、以下の点に留意しつつ、支援対象者の自立に向けて、関係機関等と連携した支援の実施に努めること。

### (1) 支援対象者

次の①及び②の両方を満たす者及びその子。必要に応じて、そのパートナーや保護者等を含む。また、支援対象者の心情に配慮し、その友人等が居場所を利用することも妨げない。

- ① 生活困窮世帯または生活困窮に陥るおそれのあるこどもであって、おおむね18歳以下の若年妊産婦とする。ただし、若年妊産婦が養育する乳幼児がおおむね3歳となるまでは、若年妊産婦の年齢にかかわらず、継続して支援を行うことができるものとする。
- ② 主に沖縄県本島北部圏域市町村（沖縄県北部保健所管轄1市1町7村）に居住する者を対象とする。ただし、支援対象者の生活実態などを考慮し、北部圏域外からの受入も可能とする。

### (2) 居場所の開所日及び開所時間

原則として、午前10時から午後6時まで、土日いずれかの曜日を含む週5日以上の開所とすること（祝日を含む週は除く）。ただし、緊急的な支援措置が必要だと管理者が判断した場合は、開所時間外における対応や宿泊の受入も可能とする。以上を踏まえ、支援対象者等の生活実態及び期待される支援効果などを考慮して企画提案すること。

### (3) 人員体制

受託事業者は、助産師・保育士・社会福祉士など母子保健に関する知識・技術を有する者及び、支援対象者に対してソーシャルワーク（支援対象者が抱える課題等のアセスメント、

社会資源への仲介や調整など)が行える者、関係機関及び県や各市町村との事務調整等を担える者等、職員を5名程度配置すること。

(4) 業務従事者に対する研修及びスーパーバイズ

受託事業者は効果的な業務遂行にあたり、支援を行う受託業務従事者に対して、必要な知識や技術を習得させるなど取組を深めるための研修及びスーパーバイズによる支援の質の向上に努めること。なお、研修内容及びスーパーバイズの記録については沖縄県と共有すること。

(5) 支援内容

支援対象者各々の状況や個性に応じて、関係機関及び県や各市町村窓口と連携しながら、以下に掲げる支援等を組み合わせて行うこと。また、離島を含む北部圏域町村に対し、居場所のサテライト機能として、年間2箇所以上の出張支援を行うこと。

① 居場所の提供

利用者が安心して利用できるよう工夫を図り、安全や衛生に配慮すること。また、緊急的な支援措置が必要だと管理者が判断した場合には、宿泊対応も妨げない。

② 妊娠・出産・育児に関する相談支援

妊娠・出産・子育てなどの相談に応じ、不安などへの対応をするとともに、必要な知識や技術を身につけられるよう支援・指導を行うこと。

③ 性教育・家族計画の相談支援

家族計画や将来設計に応じた性教育の実施や、家族関係等の相談に応じ、良好な家族関係の継続や計画的な妊娠・出産の実現に向けた具体的な助言・指導を行うこと。また必要に応じて、パートナーへの性教育も妨げない。

④ 家事指導としての共同調理と食事の提供

家事支援の一環として、施設内での共同調理を基本とした食事支援及び施設内で調理した食事の提供を行うこと。また購入した食品の提供も妨げない。

⑤ 生活習慣・社会的通念の指導及び家事全般や家計管理等の生活支援

基本的な生活習慣や社会的通念を身に着けられるよう助言・指導を行うこと。また、家事全

般の助言・指導を行いながら、家計管理の方法など自立に必要な生活支援を行うこと。

⑥ 就学のための支援

就学の継続、進学、復学などの相談に応じ、教育機関等との連携・調整を図ること。また、支援に必要な情報を積極的に収集すること。

⑦ 就労に向けた支援

支援対象者が就労意欲を高められるよう、就労に関する地域の情報収集に努め、スムーズステップでの就労体験や、適正を考えるきっかけとなるような支援を実施すること。

⑧ 自宅等と居場所への送迎

北部圏域での支援実施にあたり、支援対象者の移動の足を確保する体制を整えること。タクシー等の利用に代えても構わないが、公共交通の利用方法などの指導も行うこと。

(※ただし、タクシー利用の場合は公平性を保ち円滑かつ効果的な体制を整えること)。

#### (6) 関係機関との連携

行政機関(市町村の母子保健担当部署及び子どもの貧困対策関連部署等)や医療機関(産科、小児科、精神科等)、保育所、教育機関(学校、教育委員会等)、支援組織(若年妊産婦支援団体、子育て支援機関、就労支援機関等)等と連携し、若年妊産婦とそのこどもの実態把握に努めるとともに、自立に向けた支援にあたること。関係機関から支援会議や連絡会など、若年妊産婦支援にかかわる会議参加の要望があった場合には、可能な限り対応すること。なお、必要があると判断した場合には、受託事業者が主体となって支援会議を開催することも妨げない。

また、対象圏域の市町村における母子保健担当部署及びその他関係機関を含めた連絡会を開催し、円滑な連携に努めること。

#### (7) 視察等への協力

当該業務の実施を通じて、今後市町村が設置する若年妊産婦の居場所運営者等に対し、居場所運営に係る経験やノウハウが伝えられるよう、沖縄県内外からの視察等の受け入れについては、要望があれば可能な限り対応すること。なお、視察受け入れの際は、支援対象者の個人情報の取り扱いや心情等にも十分配慮した上で行うこと。

#### (8) 実施状況の報告

受託事業者は、当月の活動状況及び会計報告等の実施状況を翌月10日までに沖縄県に報告書を提出するとともに、毎月1回程度、沖縄県と居場所の運営会議及び支援状況の報告会議を行うこと。

### 5 成果品

実績報告書を印刷製本して提出するとともに、電子記録媒体(CD-R等)に保存し提出すること。提出部数は、印刷製本2部、電子記録媒体1部とする。

### 6 著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。

ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の責任をもって処理すること。

### 7 再委託

#### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に

委任し、又は請け負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託事業者が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は、「5 支援内容」のうち、以下に定める「その他、簡易な業務」とする。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本・発送

原稿・データの入力及び集計

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、上記に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

## 8 事業実施に係る留意事項

(1) 経費

① 本業務に係る人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

② 一般管理費は、事務費及び事業費（再委託費を除く。）の10%以内とする。

③ 事業の実施に必要な経費については、人件費、賃料、光熱水料、通信運搬費、手数料、保険料、交通費、報酬・謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、食費、保険料等とする。

④ 事業の実施にあたり使用する可能性のある備品については、借料（リース等）及び消耗品費で対応するものとする。

※ 備品とは、「沖縄県財務規則第153条第1項第2号」に定めるものとする。

消耗品とは、「沖縄県財務規則第153条第1項第5号」に定めるものとする。

沖縄県財務規則第153条第1項

(2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円以上のものをいう。

(5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品の形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいう。

## (2) 事故の取り扱い

- ① 受託事業者は、本業務中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置を取らなければならない（※保険等に加入し対策をとること）。また、緊急あるいは重大な事故については直ちに沖縄県に報告するほか、その他の事故についても、必ず、後日、沖縄県に報告すること。
- ② 受託事業者は、業務の実施について沖縄県に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、損害を賠償しなければならない。
- ③ 受託事業者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、受託事業者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が沖縄県の責に帰すべき事由によるときには、その限度において県の負担とする。
- ④ 受託事業者は、受託事業者の責に帰さない事由による損害については、①から③の規定による賠償の責を負わない。

## (3) その他

- ① 業務実施にあたっては、沖縄県と十分に協議を行うとともに、関係機関等との連携に努めること。
- ② 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、「個人情報取扱特記事項」に基づき、安全確保の措置を講ずること。

## 9 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後10日以内又は契約満了日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出するものとする。

また、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときには、これを返納しなければならない。

## 10 本事業における労務管理

法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

## 11 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、この仕様書に定めのない事項については、沖縄県と協議の上、決定するものとする。